

困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

消費生活相談窓口

- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
- ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

多重債務に関する相談窓口

- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
- ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00～17:00
土・日 9:00～16:00
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月～金曜日 9:00～16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆消費生活センターって何をするとところ？
- ◆春の新生活トラブルに注意
- ◆肥料用消石灰による事故が発生しています
- ◆出張！！消費生活相談会を開催しました

4 April
月

第26号

消費生活センターって何をするとところ？

寒さもようやくゆるみ始め、春の日差しがうれしい季節になってきました。何か新しいことを始めるのにも、目標を立てるのにも、趣味や特技を深めるのにも、ちょうど良い季節ではないでしょうか。

新しい季節を迎えるにあたり、今回は改めて消費生活センターはどのような業務を行っているのかを御紹介します。



Q. 消費生活センターって何をするとところ？

A. 消費生活センターでは、消費生活に関するトラブル相談を受け付け、消費生活相談員が解決を図るためのアドバイスや情報提供、あっせん、適切な機関への紹介などを行っています。

Q. どんな相談ができるの？

A. 「契約したけど、やっぱりやめたい」、「製品で危険な思いをした」、「借金の返済に困った」、「突然、有料サイトの利用料金を請求された」など、消費生活の中で起こったトラブルに関する相談を受け付けています。

● 相談方法 ●

宮城県消費生活センターでは、電話でも、直接窓口でも相談を受け付けています。相談は無料です。電話番号及び受付時間は、最後のページを御参照ください。



春の新生活トラブルに注意

春は社会人や学生が新しい生活をスタートさせる季節ですね。

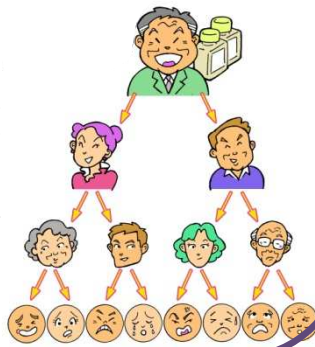
この時期、県消費生活センターには社会経験の浅い若者をねらった契約トラブルに関する相談が寄せられます。「街でアンケートを頼まれ、話を聞いているうちにエステの契約を迫られた」、「勧誘を受けてサプリメントの販売員になったが、商品が売れず、解約したい」といった相談です。

今回は、新生活を始める方々を含めた若者が狙われやすい商法を御紹介します。うまい話はありません。手口を知ることが被害に遭わないための第一歩です。

マルチ商法

会員になって商品を知人に勧めれば、紹介料やマージンが入るといった仕組みです。

なかなか人を勧誘できずに、多額の借金と商品の在庫を抱えてしまうことがあります。



キャッチセールス

街で試供品を渡されたり、「モニターになりませんか？」と声をかけられて、営業所に連れて行き、エステや化粧品、健康食品、絵画などの高額な契約を迫る商法です。契約をするまで帰してもらえないこともあります。



アポイントメントセールス

突然、「あなたが選ばれました！」とか、「旅行券をプレゼントします」などと電話をして、本来の販売目的を告げずに店舗に呼び出し、商品やサービスを販売するものです。



内職商法

雑誌の広告やインターネットなどで「自宅に居ながら収入が得られる」などと勧誘し、教材やパソコンを購入させる商法です。契約しても収入につながらないケースがほとんどです。

センターからのアドバイス

- ①不審な電話やメール、路上で声をかけられたときは要注意！
安易に応じてはいけません。
- ②納得できない場合は、その場で契約せず、よく検討！
不要な契約は、ハッキリ キッパリ 断りましょう。
- ③困ったときは、1人で悩まず、すぐ相談！
消費生活センターの電話番号は最後のページを御参照ください。



肥料用消石灰による事故が発生しています

農作物の生育を促すための土づくりに欠かせない『肥料用消石灰』。これから暖かくなるにつれて、農業や家庭菜園で使用される方も多くなるかと思えます。

この肥料用消石灰を散布中に転倒し、消石灰を両目にかぶって失明したという事故が発生しました。これを受けて、国民生活センターでは注意喚起を行っています。今回は内容を抜粋してお知らせします。

肥料用消石灰とは



肥料用消石灰は、家庭菜園や農業などで作物に適した土壌を作るために用いられる肥料です。ホームセンターなどでも販売されており、土作りに広く利用されています。

消石灰は強いアルカリ性の物質で、皮膚や目、呼吸器などに障害を引き起こす危険性があるとされています。特に、目に入ると失明することもあり、取り扱いには十分な注意が必要です。

使用時の注意



肥料用消石灰を使用する際は、必ず保護メガネ、保護手袋、保護マスク等を着用し、目や皮膚などを守ることが大切です。飛散しにくい粒状タイプも販売されているので、利用を検討するのもよいでしょう。

目に入ったり皮膚に付いたりした場合は、きれいな水で十分洗い流し、吸い込んだ場合は、うがいをしてください。気分が悪くなったり飲み込んだりした場合は、医師の診断を受けましょう。

(出典：国民生活センター報告)

出張！！消費生活相談会を開催しました

宮城県消費生活センターでは、東日本大震災の被災地支援としてTBCラジオの公開放送と連携し、専門家による相談会を開催しました。会場では、弁護士・建築士・看護師が多くの方々の相談を受け付けました。

地域	相談会開催日	会場
亘理地域	2月4日(土)	みやぎ生協 亘理店
	2月5日(日)	
石巻地域	2月15日(水)	イオンモール 石巻
	2月16日(木)	
気仙沼地域	2月26日(日)	気仙沼市民会館

